

阿寒地域活性化事業

釧路市阿寒丹頂の里エリア持続的発展調査業務委託に係る企画提案募集要項

1 事業目的

本事業は、阿寒丹頂の里エリアにおける施設の今後のあり方について検討を進めるため、持続可能となる具体的なプラン提案を求めることを目的とし、阿寒地域の活性化を図るものとする。

2 業務内容

別紙「釧路市阿寒丹頂の里エリア持続的発展調査業務委託要求水準書」のとおり。

3 実施期間

実施期間は、契約締結日から2021（令和3）年3月19日までとする。

4 参加資格要件

(1) 公募型プロポーザル方式に参加することができる者は、単独企業又は複数法人による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）とする。ただし、1つの企業が複数の企画提案に参加することはできない。

(2) 単独企業及びコンソーシアムの構成員は、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

ア 本委託業務と類似の業務の受注実績を有する者であること。ただし、コンソーシアムを組成する場合には、本委託業務と類似の業務の受注実績を有する者を含むこと。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定後又は再生手続開始の決定後、競争入札参加資格の再認定を受けている場合を除く。

エ 釧路市から課税されている全税目について未納がないこと。

オ 消費税及び地方消費税について未納がないこと。

カ 告示日からプレゼンテーション実施までの間、国、都道府県、釧路市及び釧路市以外の地方公共団体から指名停止の措置を受けていないこと。

キ 釧路市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団関係事業者に該当しないこと。

ク コンソーシアムの構成員が単体企業等としても重複参加する者でないこと。また、コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。

5 企画提案に係る手続き

(1) 参加表明書の作成及び提出方法

ア 提出書類

- ・参加表明書（様式第1号）
- ・会社概要（様式第2号）
- ・登記事項証明書（現在事項全部証明書。ただし、提出日前3か月以内に交付されたもの）
- ・コンソーシアムの場合、協定書の写し

イ 提出期間

2020（令和2）年10月14日から2020（令和2）年10月19日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時から17時まで。

ウ 提出先

〒085-0215 釧路市阿寒町中央1丁目4番1号

釧路市阿寒町行政センター地域振興課地域振興担当（担当：草皆・中嶋・小柳）

電話：0154-66-2122

エ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）とし、FAXによるものは受け付けない。なお、郵送する場合は、提出期間内に必着とする。

(2) 企画提案書作成及び提出方法

参加表明書及び関係書類（以下、「参加表明書等」という。）による参加資格の要件審査の適否については参加資格要件審査結果通知書（様式第3号）により通知する。参加資格が適合と判定された者（以下、「資格適合者」という。）は企画提案書を作成し提出することができる。

ア 提出書類

- ・企画提案書（様式第4号）
- ・実績報告書（様式任意）
- ・見積書（様式任意）

※その他、企画提案を説明する補足資料があれば添付可とする。（任意様式）

イ 提出部数

正本1部 副本9部

ウ 提出期間

2020（令和2）年10月21日から2020（令和2）年11月4日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時から17時まで。

エ 提出先

上記5-（1）-ウに同じ。

オ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）によることとし、FAXによるものは受け付けない。なお、郵送により提出する場合には、提出期間内に提出先に必着のこと。

カ 企画提案書の様式記載事項

別紙「釧路市阿寒丹頂の里エリア持続的発展調査業務委託要求水準書」は、業務の概要や手法、委託者が業務の成果として求める最低限の内容を参考として提示するものであり、提案者の提案を制限するものではない。

（3）企画提案書の提出にあたっての留意事項

ア 提出された企画提案書は、提出期限までは自由に改変できるものとする。ただし、変更しようとする場合には、提出された書類一式を一旦持ち帰り、あらためて企画提案書及び関係書類一式を提出すること。

イ 提出期限を過ぎた後は、企画提案書及び関係書類の変更はできない。

ウ 理由の如何を問わず、企画提案書の提出期限の延長は行わない。

（4）失格となる資格適合者

資格適合者が下記のいずれかに該当した場合には、その者の提出した参加表明書及び企画提案書を無効とし、その者は本プロポーザルへの参加資格を失う。

ア 企画提案書及び関係書類が提出期限までに提出されない場合。

イ 提出された全ての書類内容に虚偽の記載があった場合。

ウ 本募集要項4に定める参加資格要件を満たしていない、若しくは満たすことができなくなった場合。

エ その他、本募集要項の定め反した場合。

オ 本件に関して不正行為等があった場合。

(5) 無効となる企画提案書等

企画提案書による要件審査において、提出された企画提案書が以下のいずれかに該当する場合にはこれを無効とする。なお、無効と判断された場合は、企画提案書要件審査結果通知書（様式第5号）により通知する。

ア 提出方法が本募集要項に適合しない場合。

イ 作成様式及び記載上の留意事項に示された内容に適合しない場合。

ウ 記載すべき事項の全部または一部が記載されていない場合。

エ 虚偽の内容が記載されている場合。

(6) その他

ア 使用する言語は日本語とし、使用する通貨は日本国通貨とする。

イ 参加表明書等、企画提案書の作成に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ 提出された参加表明書や企画提案書等は、市は提出者に無断で使用しない。

エ 提出された参加表明書や企画提案書等は、返却しない。

オ 企画提案に係る一切の費用は、提出者の負担とする。

6 本プロポーザルに関する質問及びそれに対する回答の方法等

(1) 質問の内容

本プロポーザルに関する質問は、参加表明書及び企画提案書の作成、提出に係る質問のみとし、様式第6号により電子メールまたはFAXにて受け付ける。ただし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けない。

(2) 提出先

上記5-(1)-ウに同じ。

(3) 提出方法

質問は電子メールによるものとする。質問者は必ず着信したことを確認すること。

(4) 受付期間

2020（令和2）年10月23日から2020（令和2）年10月26日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時から17時まで。

(5) 回答方法

質問に対する回答方法は、質問を市が受理した日から3日以内（土曜日、日曜日及び祝日を含まない。）に質問者に対して、電子メールにて回答するものとする。

7 企画提案書の評価及び審査方法

(1) 審査方法

ア 企画提案書等の審査は、プロポーザル審査委員会において行うものとする。

イ 参加表明書等による要件審査

本プロポーザルへの参加資格については、提出された参加表明書等により参加資格要件を確認し、適否を判定する。資格適合者に対しては、書面（様式第3号）によりその旨を通知し、企画提案書の提出を要請する。この審査において非適合と判定された者に対しては、書面（様式第3号）によりその旨を通知する。

ウ 企画提案書による要件審査

資格適合者により提出された企画提案書について、別紙「釧路市阿寒丹頂の里持続的発展調査業務委託要求水準書」及び募集要項5-（5）の基準に基づき要件審査を行う。この審査において、企画提案書が無効と判定された者については、書面（様式第5号）によりその旨を通知する。

エ 企画提案書による内容審査

プロポーザル審査委員会において、企画提案書の内容審査を行い、プレゼンテーションを経て、最良提案者を選定する。

(2) 評価項目及び基準等

評価項目		評価基準	要求水準書 位置付け	配点
企画 提案 内容	1. 企画概要	(1) 本事業の課題を明確に捉え、課題解決に繋がる目的となっているかどうか。	3	20点
		(2) 本事業の目的を達成するために必要な調査手法、分析手法であり、適切な実施スケジュールに基づき実行する能力を有しているか。	8 (1)	15点
		(3) 施設を維持管理していくために必要な経費の試算をするための能力を有しているか。	8 (2) 8 (3)	15点
		(4) 要求水準書の内容のほかに、独自の提案がなされているか。	—	5点
	2. 連絡・連携体制	本事業を円滑に実施するため、市への報告・連絡等を含めた体制や手法が組み込まれているか。	—	5点
業務実施体制・実績	(1) 本事業を円滑に実施するために、実績のある業務責任者、業務担当者が配置されているか。	7 (1)	10点	
	(2) 本事業を実施するために必要な知見を有する実績として、他において類似の受注実績があり、その成果が十分であるか。	7 (2)	10点	
プレゼンテーション	業務に対する意欲が感じられ、その説明に説得力はあるか。	—	10点	
価格	見積金額が提案内容に対して適正であるか。	6	10点	
合 計				100点

8 非適合理由、無効理由、非特定理由の説明に関する事項

(1) 非適合理由、無効理由、非特定理由の説明要求

参加資格要件を満たさない場合を非適合、本募集要項5-(5)で示す項目に該当した場合を無効また、プロポーザル審査委員会の選定結果を踏まえ当該業務委託の内容

に適すると認められる事業者に特定されなかった場合を非特定と言う。

非適合、無効、非特定と判断された者は、それぞれ、通知書に記載された説明要求書提出期限までに書面（任意様式）により担当部署に対してそれぞれの理由の説明を求めることができる。

(2) 非適合理由、無効理由、非特定理由の説明要求書の提出方法等

ア 提出先

上記5-(1)-ウに同じ。

イ 提出方法

書面（任意様式）によるものとする。

ウ 受付期間

説明を求めることができる期間内の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時から17時まで。

(3) 非適合理由、無効理由、非特定理由の説明要求に対する回答

説明要求に対する回答は、説明を求めることができる最終期日の翌日から起算して3日以内（土曜日、日曜日及び祝日を含まない）に要求者に対し書面により行う。

9 業務委託契約に関する事項

(1) 見積書徴取の相手方として特定

最良提案者を審査委員会において選定し、市長はこの選定結果を踏まえ、最も適すると認められる事業者を特定し、その事業者を本業務委託契約に係る随意契約の見積書徴取の相手方とする。なお、事業者の特定結果については、事業者特定結果通知書（様式第7号）により通知する。

(2) 業務委託契約金額

業務委託契約金額は、原則として、特定者の提案した企画提案書内に記載された見積額の金額とする。

(3) 業務委託契約内容等

本業務委託契約は、業務委託契約書によるものとする。

(4) 委託料の支払い

委託業務に関する委託料の支払いについては、原則一括精算払いとする。ただし、必要のある場合は、市と特定者との協議により定めた支払計画に基づき分割払いや前払金も可とする。

10 スケジュール（予定）

10月14日	参加表明募集開始
10月19日	参加表明提出締切
10月21日	企画提案書募集開始
11月4日	企画提案書提出締切
11月12日	審査委員会
11月17日	契約

11 事務局

釧路市阿寒町行政センター地域振興課地域振興担当 草皆・中嶋・小柳

〒085-0215 釧路市阿寒町中央1丁目4番1号

電話：0154-66-2122 FAX：0154-66-3959

e-mail：agchi-chiiki@city.kushiro.lg.jp